

## 産業建設常任委員会記録

令和5年 第1回定例会	
1 日 時	令和5年3月16日(木) 午前10時00分 開会 午後 2時08分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	橋 本 修 委員長 梶 原 隆 副委員長 鈴 木 毅 委員 市 田 登 委員 小 島 実 委員 増 淵 靖 弘 委員 関 口 正 一 委員 大 島 久 幸 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	安 生 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

## 産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
<b>副市長</b>		福田 義一	1名
<b>経済部</b>	経済部長	竹澤 英明	8名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	神山 悦雄	
	水源地域整備室長	上田 悦久	
	農政課長	池澤美紀子	
	農村整備担当主幹	藤田 敏明	
林政課長	岸野 孝行		
<b>農業委員会事務局</b>	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
<b>環境部</b>	環境部長	高村 秀樹	6名
	環境課長	関口 守	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	廃棄物対策課長補佐	浅野 賀之	
	廃棄物対策課長補佐	渡邊 教生	
	環境課環境政策係長	大出 薫	
<b>都市建設部</b>	都市建設部長	福田 哲也	11名
	都市計画課長	小磯 栄一	
	整備課長	上澤 均	
	維持課長	平井 光広	
	建築課長	松本 護	
	建築指導課長	塙 純人	
	公園緑地整備担当	高久 治勇	
	維持課長補佐	鈴木 久夫	
	建築課長補佐	橋本 礼子	
	都市計画課開発指導係長	荒井 康文	
建築指導課建築指導係長	高久 和隆		
<b>上下水道部</b>	上下水道部長	木村 正人	6名
	企業経営課長	塩澤 昌宏	
	水道課長	福田 光広	
	下水道課長	湯沢 浩	
	給水担当	北島 礼弘	
	下水道事務所長	橋本 浩一	
<b>合 計</b>			<b>33名</b>

## 産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 令和5年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 3 号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について
- 3 議案第 8 号 令和5年度鹿沼市水道事業会計予算について
- 4 議案第 9 号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算について
- 5 議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について
- 6 議案第13号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 議案第15号 市道路線の認定について
- 8 議案第16号 市道路線の廃止について
- 9 議案第17号 市道路線の変更について
- 10 議案第21号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 11 議案第25号 鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正について
- 12 議案第29号 かぬま屋台公園条例の一部改正について
- 13 議案第33号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）について

## 令和5年第1回定例会 産業建設常任委員会概要

○橋本委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案13件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第1号 令和5年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島賢司産業振興課長。

○能島産業振興課長 おはようございます。産業振興課長の能島です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第1号 「令和5年度鹿沼市一般会計予算」のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主なものについてご説明いたします。

予算に関する説明書、一般会計の5ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

下から3段目の2款 地方譲与税 3項1目 森林環境譲与税、1億283万7,000円につきましましては、森林整備や担い手の確保、木材の利用促進などを目的に、国が配分する譲与税であります。

次に、11ページをお開きください。

下から2段目、14款使用料及び手数料 1項5目 農林水産業使用料の右側説明欄、農業振興使用料のうち、農業近代化施設使用料、3,572万1,000円につきましましては、鹿沼市農業公社敷地に設置されております、大規模乾燥貯蔵施設等の使用料であります。

続きまして、次のページ、13ページをお開きください。

一番上の6目 商工使用料の説明欄、観光使用料のうち、前日光つつじの湯交流館使用料、3,645万円につきましましては、温泉入浴料などであります。

次に、少し飛びまして、23ページをお開きください。

一番上の16款 県支出金 2項 1目 総務費県補助金の説明欄、下のほうに記載のあります、地域振興費県補助金のうち、水源地域整備事業費県補助金、7億9,676万4,000円につきましましては、南摩ダム整備事業に伴う水源地域整備事業に対する県補助金であります。

次に、25ページをお開きください。

一番上の段、4目 農林水産業費県補助金の説明欄、1つ目の農業振興費県補助金のうち、新規就農促進総合支援事業費県補助金 7,517万2,000円につきましましては、新規就農者支援に対する県補助金であります。

その下、3つ目の農地費県補助金のうち、農地関係振興事業費県補助金6,418万7,000円につきましましては、多面的機能支払交付金事業に対する県補助金であります。

次の説明欄、林業振興費県補助金のうち、野生鳥獣対策事業費県補助金 3,631 万 5,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲に対する国・県の報償金などであります。

次の説明欄、林道事業費県補助金の、林道施設整備事業費県補助金 2,250 万円につきましては、林道栗沢線整備に対する国・県の補助金であります。

次に、29 ページをお開きください。

下の段、17 款 財産収入 2 項 2 目 生産物売払収入の説明欄、農業振興費生産物売払収入 1,479 万 3,000 円につきましては、堆肥化センターで製造される堆肥の売り払い収入であります。

次に、33 ページをお開きください。

上から 2 段目の 19 款 繰入金 2 項 8 目 森林環境整備促進基金繰入金 967 万 9,000 円につきましては、森林整備を加速するため、森林環境譲与税を原資とする本基金の一部を、森林経営管理事業などに繰り入れるものであります。

次のページ、35 ページをお開きください。

上から 3 番目の 21 款 諸収入 3 項 3 目 商工費貸付金元利収入 12 億 3,000 万円につきましては、中小企業の運転資金や設備資金を融資し、経営安定や体質強化を図るための制度融資預託金の元金収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

ページが飛びます。65 ページをお開きください。

一番下の段、2 款 総務費 1 項 11 目 地域振興費のうち、次のページになります、右側の説明欄、上から 2 つ目の○です。水源地域振興拠点施設整備事業費、14 億 5,727 万円につきましては、南摩ダム建設周辺地域に整備します温泉施設やキャンプ場関連施設などの建築及び外構工事に要する工事請負費が主なものであります。

同じ説明欄の次の○、水源地域振興事業費 463 万 3,000 円につきましては、水源地域整備事業の上南摩町配水管新設工事に伴う負担金が主なものであります。

すみません、またページが飛びます。139 ページをお開きください。

下の段、5 款 労働費 1 項 2 目 労働力確保対策費のうち、説明欄 1 つ目の○、雇用対策費 405 万 4,000 円につきましては、雇用の確保や人手不足の解消に向け、新規就労支援や中小企業における従業員の福祉の増進、雇用の安定を図るための補助などの雇用促進対策が主なものであります。

次のページ、141 ページをお開きください。

上の段、6 款 農林水産業費 1 項 1 目 農業委員会費の説明欄、一番下の○、農地調整費、175 万 6,000 円につきましては、農地基本台帳の管理や農地利用状況調査等に要する経費が主なものであります。

次に、143 ページをお開きください。

6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、上から 3 つ目の○、新規就農促進総合支援事業費 8,221 万 2,000 円につきましては、就農直後の経営確立を支援する交付金が主なものであります。

次に、147 ページをお開きください。

右側説明欄の 1 つ目の○、首都圏農業確立対策事業費 4,220 万 5,000 円につきましては、農作物の生産振興を図るため、ウォーターカーテンハウス等の導入や病害虫防除を

支援する補助金が主なものであります。

次に、149 ページをお開きください。

下の段、6 目 農地費の説明欄、1 つ目の○、農地関係振興事業費、9,329 万 5,000 円につきましては、市内の 34 組織が、地域内の農地や畦畔、水利施設などの共同維持管理を行う、多面的機能支払交付金事業に対する交付金が主なものであります。

2 つ目の○、県営土地改良事業費、1,533 万 3,000 円につきましては、笹原田地区・引田地区・千渡地区などにおける整備工事や換地業務などに係る負担金が主なものであります。

次に、151 ページをお開きください。

下の段、6 款 農林水産業費 2 項 1 目 林業振興費、説明欄はめくっていただきまして、次のページの右側、154 ページになります。

上から 2 つ目の○、野生鳥獣対策事業費 4,524 万 8,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金や農地への柵の設置補助が主なものであります。

次の○、森林経営管理事業費 1 億 1,027 万 7,000 円につきましては、森林経営管理制度に基づく調査や施業の委託、林業担い手育成のための補助、鹿沼産材利用者への報償、林道や作業道の修繕などが主なものであります。

次に、155 ページをお開きください。

中ほど、2 目 林道事業費の説明欄、2 つ目の○、林道施設整備事業費 1 億 8,176 万 1,000 円につきましては、林道の整備及び改良工事、県の林道改良工事に対する市の負担金が主なものであります。

次の○、林道維持管理費 738 万 2,000 円につきましては、林道橋梁の補修設計が主なものであります。

次に、157 ページをお開きください。

下の段、7 款 商工費 1 項 2 目 商工業振興費の説明欄、2 つ目の○、企業誘致推進費 1 億 3,619 万 1,000 円につきましては、市内に工場等を新設、または増設する企業に対する補助金のほか、鹿沼インター周辺の土地利用を促進するための調査検討費用が主なものであります。

次に、159 ページをお開きください。

説明欄の 1 つ目の○、商業振興推進事業費 1,976 万 7,000 円につきましては、プレミアム付き商品券発行事業や空き店舗活用新規出店などに対する補助金が主なものであります。

その下の○、工業振興推進事業費 835 万 9,000 円につきましては、中小企業の販路拡張や特許等の出願、デジタルビジネス推進に対する補助が主なものであります。

次のページ、161 ページの右側説明欄 1 つ目の○、新産業団地整備事業費 4 億 5,330 万 6,000 円につきましては、県とともに整備を進めております「鹿沼インター産業団地」の負担金のほか、新たな産業団地の整備に向けた調査検討費用が主なものであります。

その下の段の、3 目 金融対策費、説明欄、中小企業経営対策事業費 12 億 9,964 万 5,000 円につきましては、中小企業の経営安定や体質強化を図るための制度融資の預託金及び保証料補助が主なものであります。

次の段、4 目 観光宣伝費、説明欄の 1 つ目の○、観光物産ピーアール事業費 3,032

万 5,000 円につきましては、観光パンフレットの作成やホームページの管理などの PR に要する費用と、鹿沼市観光協会への補助金が主なものであります。

次の○、観光イベント事業費 4,742 万円につきましては、次のページの右側説明欄に記載されておりますとおり、「鹿沼秋まつり」や「さつき祭り」、「ふる里あわの秋まつり」などの開催支援補助金が主なものであります。

次の段、5 目 観光開発費につきましては、複数の観光施設の管理運営費や指定管理料が主なものであります。

右側説明欄の 2 つ目の○、観光施設管理費 2,104 万 9,000 円につきましては、「屋台のまち中央公園」や「城山公園」等の管理運営費であります。

めくっていただきまして、次のページの右側説明欄、166 ページになります、の一番下の○になります。

観光交流拠点施設管理費 2,735 万 2,000 円につきましては、「まちの駅新・鹿沼宿」の管理運営費であります。

以上で、令和 5 年度一般会計予算のうち、経済部及び農業委員会所管の主な関係予算の説明を終わります。

○橋本委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 皆さん、おはようございます。

環境課長の関口でございます。よろしく申し上げます。

議案第 1 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

なお、議会全員協議会において、環境部長の説明をいたしました内容と重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 5 年度予算に関する説明書、一般会計の 15 ページをお開きください。

14 款・使用料及び手数料 2 項 2 目・衛生手数料の説明欄、2 段目の 2 行目、「ごみ処理手数料」1 億 8,279 万 7,000 円につきましては、事業系ごみ、家庭系の搬入ごみ等の処理手数料であります。

次の行、「一般家庭ごみ処理手数料」1 億 1,670 万 7,000 円につきましては、指定ごみ袋による家庭の燃やすごみの処理手数料であります。

次に、2 行下の「し尿処理手数料」3,031 万 4,000 円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料であります。

次に、19 ページをお開きください。

15 款・国庫支出金 2 項 3 目・衛生費国庫補助金の説明欄、2 段目の「ごみ処理施設整備事業費国庫補助金」2 億 3,818 万 2,000 円につきましては、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事及び、これに伴う施工監理業務委託に対する国庫補助金で、補助率は 3 分の 1 であります。

次の行、「一般廃棄物最終処分場整備事業費国庫補助金」1 億 4,606 万 9,000 円につきましては、一般廃棄物最終処分場第 2 期埋立地整備に対する国庫補助金で、補助率は 3 分の 1 であります。

次に、29 ページをお開きください。

17 款・財産収入 2 項 3 目 物品売払収入の説明欄 2 段目、「資源物売払収入」6,437 万 3,000 円につきましては、アルミ缶などの資源ごみの売り払い収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

119 ページをお開きください。

4 款・衛生費 1 項 3 目 環境衛生費の説明欄、一番下の「環境都市推進事業費」726 万 8,000 円につきましては、太陽光発電等の家庭用再生可能エネルギー設備の設置及び断熱性や高い省エネ性能等を兼ね備えたゼッチ住宅の建設に対する報奨金などが主なものであります。

次に 121 ページをお開きください。

説明欄の一番上、「環境保全対策費」927 万 9,000 円につきましては、地下水や公共用水域の水質調査、及び大気や騒音などの環境測定のコマンド料、不法投棄や土採取及び土砂の埋め立て等に対する環境パトロールに要する経費が主なものであります。

次に、129 ページをお開きください。

4 款・衛生費 2 項 1 目 環境クリーンセンター費の説明欄、一番下の「環境クリーンセンター管理費」886 万 1,000 円。

次の 131 ページをお開きください。

一番上の「清掃施設管理費」7,472 万円につきましては、それぞれ施設等の光熱水費が主なものであります。

次の「リサイクル推進事業費」592 万円につきましては、資源ごみ回収団体に対する報償金が主なものであります。

次の 2 目 ごみ処理費の説明欄「ごみ収集費」5 億 1,841 万 2,000 円につきましては、資源物及び廃棄物の収集業務委託料、指定ごみ袋の作成業務委託料、新たな食品ロス対策並びにごみの分別対策に要する経費が主なものであります。

次に、133 ページをお開きください。

説明欄の一番上、「ごみ処理費」8,022 万 8,000 円につきましては、資源物分別作業等に従事する会計年度任用職員の報酬及びシルバー人材センターの派遣手数料、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事期間中における燃やさないごみ等の外注による処分委託料のほか、リースによるトラックスケールの更新に係る経費が主なものであります。

次の「ごみ処理施設維持費」3 億 9,502 万 7,000 円につきましては、ごみ処理施設の機器類の点検整備委託料、ごみ焼却処理施設の 24 時間運転に伴う業務の委託料及びごみ焼却処理施設 1 号炉ろ過式集塵器、ろ布交換工事費が主なものであります。

次に、135 ページをお開きください。

説明欄の 3 段目、「ごみ処理施設整備事業費」7 億 5,316 万 1,000 円につきましては、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事及び、これに伴う施工監理業務委託費であります。

次の「一般廃棄物最終処分場整備事業費」4 億 3,820 万 9,000 円につきましては、鹿沼市磯町一般廃棄物最終処分場の 2 期工事及びこれに伴う施工監理業務の委託費であります。

次の 3 目 し尿処理費 説明欄、「し尿収集費」1,732 万円につきましては、収集車両の燃料費、借上料及び、浄化槽汚泥などの清掃業務委託料が主なものであります。

次に、137 ページをお開きください。



説明欄の一番上、「し尿処理費」2,846万7,000円につきましては、し尿処理のための薬品などの消耗品費が主なものであります。

次の「し尿処理施設維持費」3,731万7,000円につきましては、し尿処理施設のし尿及び浄化槽汚泥受入槽などの清掃及び機器類の点検整備の委託料、し尿処理施設1号汚泥脱水機整備工事が主なものであります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。よろしくお願いたします。

議案第1号 「令和5年度鹿沼市一般会計予算」のうち、都市建設部所管の主な予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります、「予算に関する説明書」、9ページをお開きください。

一番上の段、12款「交通安全対策特別交付金」、1項1目「交通安全対策特別交付金」、説明欄の「交通安全対策特別交付金」1,176万円につきましては、交通事故の防止を目的とした道路交通安全施設を整備するために、交通反則金の収入を財源として都道府県及び市町村に交付されるものです。

次に、一番下の段、14款「使用料及び手数料」についてであります、都市建設部については13ページをお開きください。

上から2つ目、1項7目「土木使用料」、説明欄の「土木総務使用料」506万4,000円につきましては、市が管理する青地や赤道などの占用許可に伴い納付される「法定外公共物の占用料」が主なものであります。

その下、「道路維持使用料」1,391万3,000円につきましては、市道の占用許可に伴い納付される占用料であります。

その下、一つ飛びまして、「住宅管理使用料」1億8,786万5,000円につきましては、市営住宅の家賃収入であります。

次に、15ページをお開きください。

上から4つ目の2項4目「土木手数料」、説明欄の「土木総務手数料」562万7,000円につきましては、建築物の確認及び検査に係る建築確認申請等の手数料であります。

その下、「都市計画総務手数料」366万5,000円につきましては、都市計画法に基づく開発許可等の申請手数料が主なものであります。

次に、15款「国庫支出金」であります、19ページをお開きください。

上から3段目、2項4目「土木費国庫補助金」、説明欄の「土木総務費国庫補助金」359万6,000円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修等、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金であります。

その2つ下、「道路新設改良費国庫補助金」1億8,202万8,000円につきましては、上石川地内の市道0029号線外5路線の道路整備に対する補助金であります。

その下、「道路維持費国庫補助金」のうち「道路維持管理費国庫補助金」2,000万円につきましては、東部高台地区冠水対策及び庁舎前道路の無電柱化に対する補助金であります。

その下、「道路長寿命化対策事業費国庫補助金」3,800万円につきまして、上奈良部町地内の市道0003号線外3路線の舗装改修に対する補助金であります。

その下、「橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金」1,705万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修工事、橋梁定期点検及び橋梁補修詳細設計に対する補助金であります。

次の、「街路事業費国庫補助金」1億750万円につきましては、都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りの整備に対する補助金であります。

その下、「住宅管理費国庫補助金」1,339万9,000円につきましては、東町市営住宅外壁改修工事の実施設計及び空き家解体事業等に対する補助金であります。

次に、21ページをお開きください。

上から3段目、16款「県支出金」、1項3目「土木費県負担金」説明欄の「都市計画総務費県負担金」2,352万4,000円につきましては、緑町・幸町地区及び銀座地区の地籍調査の負担金であります。

次に、37ページをお開きください。

22款「市債」1項4目「土木債」の説明欄の「道路新設改良債」及び「道路橋りょう長寿命化対策債」2億240万円、その下、「街路事業債」9,670万円につきましては、それぞれ事業実施に伴う市債の借り入れでございます。

引き続き、歳出についての主な事業についてご説明いたします。

167ページをお開きください。

8款「土木費」については、ここからとなりますが、先の議員全員協議会で部長が説明した事業につきましては、説明を省略させていただきます。

169ページをお開きください。

1項1目「土木総務費」、説明欄の○、2つ目の「急傾斜地対策事業費」1,150万円につきましては、県が実施する工事費の一部を市が負担するものであり、実施箇所は、深程の宮入地区ほか2カ所であります。

その下、「建築指導費」1,164万円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修等、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金が主なものです。

続いて、172ページの説明欄を、上段をご覧ください。

「道路台帳補正費」2,275万7,000円につきましては、市道の認定・変更・廃止に伴い道路台帳の整備に要する経費が主なものであります。

次に、175ページをお開きください。

一番下の段、4項1目「都市計画総務費」ですが、説明については、次の178ページをご覧ください。

上から3つ目の○、「地籍調査推進事業費」3,459万9,000円につきましては、緑町・幸町地区及び銀座地区の地籍調査に要する経費であります。

次に、2目「土地区画整理事業費」、説明欄の一番下、「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」1億469万2,000円につきましては、180ページに続きますが、測量等の委託料や街区の整地工事費及び物件移転等に伴う補償金などが主なものであります。

次に、6目「公園管理費」についてですが、説明欄は182ページをご覧ください。

上から○2つ目の「公園緑地維持管理費」6,100万円につきましては、都市公園の清

掃や除草・剪定業務の委託費及び公園施設や遊具などの修繕に要する経費が主なものであります。

次に、一番下の段、5項1目「住宅管理費」についてですが、説明欄は184ページをご覧ください。

上から○3つ目、「市営住宅施設整備事業費」679万8,000円につきましては、東町市営住宅外壁改修工事の実施設業務費であります。

次の「定住化促進事業費」800万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に係る補助金であります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部が所管する主な予算の説明を終わります。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第1号 「令和5年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、上下水道部所管の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和5年度「予算に関する説明書」、一般会計の19ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項3目「衛生費国庫補助金」であります。説明欄は20ページをご覧ください。

2段目の上から8行目、「浄化槽設置費国庫補助金」3,395万2,000円につきましては、合併浄化槽新設118基分と単独浄化槽撤去65基分、宅内配管工事65件分の国庫補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、23ページをお開きください。

16款 県支出金 2項3目 「衛生費県補助金」であります。説明欄は24ページをご覧ください。

5段目の上から8行目、「浄化槽設置費県補助金」1,454万7,000円につきましては、先にご説明いたしました国庫補助金と同様、浄化槽設置費に対する県補助金で、補助率は4分の0.9であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

117ページをお開きください。

上段の4款 衛生費 1項1目「保健指導費」であります。説明欄は、118ページをご覧ください。

上段の「水道事業会計繰出金」5,945万1,000円につきましては、水道事業の経営基盤の強化を図るため、旧簡易水道事業で借入れをした企業債の元利償還金の一部について、繰り出しするものであります。

次に、123ページをお開きください。

4款 衛生費1項3目「環境衛生費」であります。説明欄は124ページをご覧ください。

上段の1行目、「浄化槽設置費補助金」6,793万7,000円につきましては、下水道処理区域外における合併浄化槽の設置及び単独浄化槽の撤去、住宅配管工事費に対する補助金が主なものであります。

次に、2つ目の「公共設置型浄化槽施設維持管理費」767万9,000円につきましては、公共設置型浄化槽の保守点検業務委託料が主なものであります。

次に、3つ目の「水道水未普及地域支援事業費」につきましては、水道の給水区域外における飲料水の確保策として、個人または複数の共同利用される方に対し、井戸や給水配管ですね、給水設備新設・改良に要する経費の一部を補助するものであります。補助率は2分の1、上限額は個人・共同利用者ともに1戸当たり100万円であります。

次に、137ページをお開きください。

4款 衛生費2項4目「地域下水処理施設費」であります。138ページの説明欄をご覧ください。

流通センター地域下水処理施設維持管理費2,174万1,000円につきましては、施設の維持管理経費であります。

次に、179ページをお開きください。

8款 土木費の4項4目「雨水対策費」であります。説明欄は180ページをご覧ください。

3段目、「雨水処理対策事業費」270万3,000円につきましては、下水処理区域外の雨水マンホールなどの修繕及び調整池の除草などの委託料が主なものであります。

次に、同ページ、8款 土木費4項5目の「下水道処理費」であります。4段目「下水道事業会計繰出金」11億6,816万円につきましては、雨水処理や不明水対策に対する経費及び下水道事業の安定的な運営のために借入れをした企業債の元利償還の一部などについて、繰り出しするものであります。

以上で、議案第1号「令和5年度鹿沼市一般会計予算」のうち、上下水道部所管の主なものについての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大島委員。

○大島委員 それでは、経済部からですね。

14款使用料手数料で、13ページ・14ページ、前日光つつじの湯交流館使用料がありますけれども、人数とかですね、そういったところがわかれば教えてもらいたと思います。

○橋本委員長 神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問ですけれども、つつじの湯交流館の、令和5年度見込んでおります入場者数ですけれども、まず、大人が4万8,000人、障がい者及び小学生、これが同額ですので、こちらが2,500人。

さらに回数券販売、これが、大人の分で、単価6,000円のが400冊、それから同様に、隣のグランピング施設、ザランタン鹿沼ですね、こちらも回数券利用となっておりますので、こちらが同様に6,000円のが400冊というふうに見込んでおります。

以上で終わります。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。市田委員。

○市田委員 地方譲与税のうちの森林環境譲与税について、ちょっとお聞きしたいのですが、去年、前年ですね、9,756万6,000円で、今年は約500万円増えているとい

うことですが、この去年のですね、何だ、実際やった、多分これは、その年度に全部クリアしなくても、どんどんたまっていくような金額かと思えますけれども、前年がどのぐらい余っているのかと今年の予定、どんなふうな金額で推移していくのかというところで、ちょっとその辺のところをちょっとお聞きしたいと思えます。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしくお願ひします。

ただいまの市田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

前年度ということで、令和3年度かと思うのですが、令和3年度の配分額が、7,500、190万5,000円、7,500、すみません、ちょっと速くて、7,500、190万5,000円でした。

それで、今年度につきましては、当初予算で計上させていただいておりますのが、9,756万6,000円ということでございます。

それで、5年度につきましては、予算として計上させていただいたとおりでございます。

それで、前年度、3年度でございますけれども、実際の基金の積み立てということでよろしいのかと思うのですけれども、よろしいですかね。はい。

実は、4月の段階で、基金積み立ての額が1億円超えまして、1億1,381万1,078円ということになっておりました。

やはり全国的に譲与税が使われないことということで、非常に問題がありまして、今年度につきましては、県、そして、こちらの森林整備をお願いしております森林環境整備協議会と十分な話し合いを持ちまして、今年度につきましては、現時点で繰出金を、庁舎の木造木質化のほうに、3,380万円ほど充てましたので、これよりも減る額で予定がされています。

ちなみに、3月補正の段階でございますね、実は最終的に4月にならないと、譲与税の額が確定しないものですから、3月の今回の補正として利息収入をさせていただいているのですが、この額でございますね、現時点で9,987万1,078円ということでございます。

この後ですね、先ほどお話ししました庁舎木質化の金額が決まること、それと、最終的な譲与税の配分額が決まりますので、恐らくこれよりも少し増えてくるかとは思っております。

また、4年度の残事業といったものも、確定いたしますので、これらも含めて、例年ですと専決で、最終的な金額の調整はさせていただいておりますので、次年度になりますけれども、そのような形で、議会の承諾も得られるような形で進めてまいりたいと思えます。

説明は以上です。

○市田委員 大体、だんだん増えていくのですよね。

500万円増えていますよね、前年に対して。

それで、今後、推移というか、その金額だけ、もし、わかれば教えていただきたい。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

この譲与税につきましては、実際に全国で配分される額というのが、まず決まってお

りまして、令和元年から開始されまして、このときは 200 億円。

それで、令和 2 年・令和 3 年が 400 億円。

令和 4 年・5 年が 500 億円という形でできております。

ただ、この間に国勢調査がございまして、それと農林業のセンサスがございまして、こういったものが、全国の配分割合に影響してまいります。

それで、現時点での予想としまして、今回計上させていただきました、1 億 2,830、すみません、1 億 283 万 7,000 円という金額なのですが、6 年度以降は、この分母になります配分額が増えてまいります。

実は、これはなぜかといいますと、令和 6 年から、この譲与税のもとになります森林環境税の課税が始まってまいります。

そうしますと、全体での分母といいますか、全国の額が 600 億円になりますので、現時点での予想額としましては、1 億 2,620 万 9,000 円ということで、現在のところ算出しております。

説明は以上です。

○市田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 182 ページ、公園緑地維持管理費で 6,100 万円ですか、これ、箇所数は何カ所ぐらいあるのですかね。

○橋本委員長 上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。よろしくお願いいたします。

公園緑地の箇所数ということで、公園が箇所が、214 カ所の維持管理費用ということでございます。

以上です。

○橋本委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。ありがとう。

これで、都市計画法が変わって、ある程度の一定の面積以上でないと、多分これから公園はつくらなくなったと思うのですが、増える可能性は、あまり、もうないということでもよろしいのですかね、ちょっとそれだけ。

○橋本委員長 上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。

公園、今のは、開発行為に伴う公園ということかと思えます。

一定規模以上の開発ということの制限、制限というか、基準が変わったということかと思えますけれども、その場合、該当すれば公園は設置されるものと考えております。

その面積が大きければ設置されるというふうに考えています。

以上です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑は、小島委員。

○小島委員 26 ページ、説明欄の林業費、補助金ね。

真ん中のほうの林道施設整備事業、栗沢というので、これ 2,250 万円ですか。

これは、まず県からの補助金なのだけれども、単年度だけなのかな、その辺、はい。

お願いします。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

こちらの栗沢線の補助につきましては、3年間で、今年度、来年度、それで、令和6年までが水特事業の終了でございますので、そちらの3年間で、事業として行っております。

それで、令和5年度につきましては、工事が主になってまいりますので、実は設計関係とかの一部は、国庫補助の対象にならないのですけれども、全て国庫補助の対象になってまいります。

それで、この2,250万円についてなのですけれども、内訳としましては、全体のその工事費、3,000万円で見込んでおりまして、それに対する7割といたしますか、3,000万ちょっとあるのですが、その額についての見込みになりますけれども、国の補助が45%、そして、県の補助が25%で合計70%の金額を、補助でいただく形になります。

このほかに、実は水特事業のほうで、こちらの南摩ダム関連の事業でございますので、この残額に対しましても、62.19%という、水特事業の予算を使えることになっております。

ですので、本当に市の持ち出しは非常にわずかな形になるかと思えます。

説明は以上です。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 今、3年間、3年間かな。そうですね。

それで、今年度はそういう、今年度というか、私はそれで、その工事のね、栗沢線の、3年間での延長、何メートルなのだけ。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

栗沢線につきましては、現在の延長1,130メートルで計画しております。

それで、今年度につきましては、12月議会のほうでご説明させていただいたと思うのですけれども、120メートル、そして、残りにつきましては、2年間で整備を進めていくという計画になっております。

説明は以上です。

○小島委員 わかりました。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。増渚委員。

○増渚委員 68ページの水源地域振興拠点整備事業費の14億5,727万円の中で、これは説明があつて24ページに7億9,676万4,000円のほかの資金、金額の内訳を教えてくださいたいと思います。

○橋本委員長 上田水源地域整備室長。

○上田水源地域整備室長 水源地域整備室長の上田です。

すみません。

水源地域整備室長の上田です。よろしくお願いたします。

水源地域整備事業費県補助金7億9,600万円の内訳ということでよろしいでしょうか。

○増渚委員 全部。

- 上田水源地域整備室長 全部、はい。
- 増淵委員 全体の費用はわかったから、7億9,000万円はわかっているの、7億9,000万円ではなくて、ここに入っているのですよね。
- 上田水源地域整備室長 はい。
- 増淵委員 水源地域に県の補助金が入っているのから見ても、この7億、ほかの、これも含めて、全部の内訳を教えてくださいたいのです。14億5,727万円の内訳を全部。
- 上田水源地域整備室長 それでは、水源地域振興拠点施設新築工事、13億9,700万円の内訳ということでしょうか。
- 増淵委員 金額の、例えば、どこからどういうふうに出ているかというのを聞きたいのだ。
- 事業費の大体の、工事費とか、そういうことではないの。
- 金額が大きいから、どこがどれだけ負担しているかというのを聞きたいのです。わかりますか？
- 上田水源地域整備室長 はい、わかりました。
- 地方創生事業費国庫補助金で3億6,698万8,000円。
- 地方創生事業費国庫補助金で、3億6,699万8,000円。
- それから、水源地域整備事業費県補助金として、7億1,158万5,000円。
- それから、公共施設整備基金繰入金として、3億6,669万7,000円。
- それから、森林環境整備促進事業費繰入金として、223万9,000円。
- それから、一般財源として377万1,000円。
- 以上です。
- 説明を終わります。
- 橋本委員長 増淵委員。
- 増淵委員 金額の多いわりには一般財源のほうの繰り入れが少ないということが、これで、この事業費がすごく効率的な補助金を使って行われているということが確認とれましたので、ありがとうございます。
- 以上です。
- 橋本委員長 ほかに質疑は、大島委員。
- 大島委員 29ページ、30ページの、財産収入の財産売り払いで堆肥化センターの堆肥売り払い収入の品目ごとのちょっと明細を聞きたいのですけれども、あわせて、ふん尿とか、副資材を受け入れていると思うのですけれども、そちらの数字も、もしわかれば教えてもらいたい。
- 橋本委員長 池澤農政課長。
- 池澤農政課長 農政課長の池澤です。よろしくお願いいたします。
- 大島委員の質問にお答えいたします。
- 堆肥化センターで製造される堆肥、こちらの売り払い収入につきましては、まず、2号の堆肥ということで、こちらが、まず袋に入っていないバラでの販売というものがございます。こちらの販売が、758万5,204円。
- 次に、袋に入ったものの堆肥、こちらの売り払い収入が433万6,374円。
- 次に、先ほど申しましたのが、40リットルの袋入りです。



それで、20リットルの袋入りのものが、84万4,830円。

こちらが、まず2号堆肥の売り払いを見込んでいます。

次に、3号堆肥というものの売り払い収入、こちらが54万750円。

続きまして、配達代等の関連収入といたしまして、157万6,710円。

こちらを令和5年度で見込んでおりまして、合計で1,479万3,000円ということで、試算をさせていただきました。

続きまして、木くずの処理につきましては、負担金で収入がありまして、木くずとか、剪定した枝ですね。

こちら、今現在、34社の方が搬入をさせていただいております。

そのほかに、家畜ふん尿、こちらの持ち込みが20戸見込んでおりまして、予算書で言いますと、10ページになります。

そちらの負担金としての収入が1,171万8,000円、これを見込んでいるものです。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

はい。増渕委員。

○増渕委員 その関連なのですけれども、聞きたかったことで、そうすると、1,400いくつと、1,170って、大体2,600万円ぐらいで、ここの運営事業費は5,100万円になっているのですけれども、私の記憶では、堆肥化センターの運営費って、前はもっとかかっていたように思うのですけれども、これだけでやっているということ、これで完了しているということ、その解釈でよろしいのですかね。ちょっとそこをお聞きしたいのですけれども。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

委員のおっしゃるとおりでございます。

○橋本委員長 増渕委員。

○増渕委員 前は堆肥化センター、すごいお荷物という言い方はあれですけれども、投入額が大きくて、本当に毎年繰入金で5,000万円とか、6,000万円だったのが、今、これでいくと5,100万円の運営費で2,600万円ぐらいあるということは、実質的に、赤字というか、そのあれは、売り払い収入を引くと、2千何百万円で済んでいると、この解釈でよろしいのですかね。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

増渕委員の質問にお答えいたします。

堆肥化センターにつきましては、当初から製造の工程を変更しておりまして、現在ボイラーをたかないですとか、非常に原始的なやり方ということで、堆肥、良質な堆肥が生産するように、方針を変更して、製造しております。

それにより、低コストでの堆肥の製造というものが、実現化されておまして、コストを下げることができました。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増渕委員。

○増淵委員 大変いい努力をしていること、もっとそれを言ってもいいのではないかなと思って、本当に前はエネルギー、本当に燃料費が莫大なあって、今のコストでいくともっと、今、燃料費が高いではないですか。

そうすると、ここに予測されていたのは、もっともっとすごい運営費がかかるかなと思っていたら 5,000 万円。

では、ほかに、どこかに移したのかなと思ったら、今の課長の説明で、大変努力していることが見られました。すばらしいと思います。これからも続けてください。よろしく願いいたします。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 はい、68 ページ、説明欄の上から3つ目で、水源地域振興事業費で 463 万 3,000 円、配水管が云々と、先ほど聞きました。ちょっと、もう少し内容をちょっと具体的にお願いします。

○橋本委員長 上田水源地域整備室長。

○上田水源地域整備室長 水源地域整備室長の上田です。

こちら、水道課のほうで行っている水道管の、上南摩町の配水管新設工事、これは水特事業で行っておりますので、これに対する県の補助金 62.19% 掛けた金額が、地域振興県補助金として、歳入として見ております。

そこから、私たちのほうから、企業会計の水道課のほうへ負担金として、繰り出しているものです。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 それはわかった、それはそれでいいのですけれども、私はもし、具体的に、例えばね、この補助金というか、この事業の中で、その水道が、どこらまで、どういうふうな、そんなところが聞ければ一番いいかなと思って、わかります？言おうとしていることが、

○橋本委員長 福田水道課長。

○福田水道課長 水道課長の福田です。よろしく申し上げます。

今回のこの施工の部分に関しましては、県道から入り口を、橋ですね。橋の部分から、施設の中に入る市道部分、延長はちょっと、こちらにちょっと控えがなくて申し訳ないのですが、そちらの水道管、本管の部分ですね、こちらの施工の費用になります。

以上です。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。市田委員。

○市田委員 124 ページの水道水未普及地域支援事業費、500 万円ということで予算が組まれていますけれども、その 500 万円にした理由、それとあと、この実績ですか。

例えば、ここ直近、3、4年の実績でいいのですけれども、どのぐらいの実績があったのか、お伺いしたいと思います。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

まず、500万円という金額の根拠なのですが、まず、この事業は、令和5年度から新規で始める事業でございます。

それで、今まで渇水期に、冬の渇水期とかに、給水区域外の方から、「新しく井戸を掘りたいんだけど、そういったときの市の補助はないのか」とか、そういった要望とか、問い合わせが寄せられました。

それが年間約、ある年で2件とかぐらい程度、3件程度、2、3件程度だったものですから、それをもとに考慮しまして、5件、最高100万円という形でやらせていただきました。

以上です。

○橋本委員長 市田委員。

○市田委員 新規事業ということで、わかりました。

今まで実績があったのかなど。

まあ、2件、3件ということは、上限100万円、先ほど言っていましたよね。

そのうちの工事、実際2分の1が、補助金がいただけるというようなことですね。

特に山手のほうのあれだと思えるのですけれども、ぜひこれPRして、しっかりこの事業費を使っていただければと、よろしくお願いします。

いいです。はい。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 150ページ、説明欄の上から2番目かな、農地関係振興事業費で9,329万5,000円、多面的事業が主たという説明がございました。

それで、何か、その組織団体が34組、ちょっと私もその多面的に事業をやっているものですから、参考に、一番大きい組織の金額も言っても大丈夫なのかな。

それと、小さいのと、そうすれば自分のところがどこら位置づけているか、ちょっと参考に知りたかったものですから、もし無理ならいい。

○橋本委員長 藤田農村整備担当。

○藤田農村整備担当 農村整備担当の藤田です。よろしくお願いいたします。

小島委員のご質問にお答えいたします。

多面的の組織、現在29組織ございまして、市内全域で活動していただいております。

それで、令和5年につきましては、ご希望団体が5団体増えまして、34団体に増えて活動していくという予定でございます。

一番大きい活動組織となりますと、約200ヘクタールぐらいを管理していく団体さん、ちょっとお名前出していいか、わかりませんので、表現としては、そのような表現にさせていただきますが、そういう団体さんと。

あと、小さいところだと、20ヘクタールぐらいを管理していく、ちょっと小さな集落単位の団体さんがいらっしゃいます。

それで、皆さん、5年の協定を結んで、維持活動を進めていただいておりますので、今のところ、おやめになるとか、そういう団体がなく、どんどん増えていく傾向でございます。

活動組織が農業の農振地域をカバーする、その率につきましては、国は6割を目指す、60%ですね、を目指すとっておりますが、鹿沼につきましては、令和5年度、34団体

が賄っていただく面積を考えますと、やっと過半数であります50%を超えるというところまで、やってきたところでございます。

今後、活動につきましては、今後とも続けていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 それでは、その大きいのと小さいのはわかりました。

ちなみに、その1ヘクタールの単価的にもわかれば、大丈夫ですか。

○橋本委員長 藤田農村整備担当。

○藤田農村整備担当 農村整備担当の藤田です。

小島委員の質問にもう一度お答えさせていただきますが、単価につきましては、田んぼと畑と草地にわかれます。

田んぼにつきましては、10アール当たりの単価が3,000円、畑のほうは2,000円、そ草地が250円、これはずっと変わらず、この単価で令和、失礼しました、平成の26年ですか、そのあたりから、この単価できております。

ただ、国のほうが何回か見直しを行ってきておりますので、この単価で、令和5年、いけるとは思っているのですが、途中で変わる可能性も、将来的にはあるかと思えます。

令和5年度予算につきましては、今の単価で組んでございます。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 単価はわかりました。

私ども、高齢化になってきたので、非常にみんな、この草刈りだとか、やるのに大変なので、単価が下がるようなことはないと思うのですけれども、わかりました。よろしくお願いします。

○橋本委員長 ほかに質疑は、鈴木委員。

○鈴木委員 小島さんのちょっと続きになってしまうのですけれども、同じ150ページで、土地改良事業費、確か3区画、3カ所ですね、言っていたと思うのですけれども、これは、茂呂が入ってないのは、ちょっと教えていただきたいのですけれども、当初入っているふうに僕は聞いているのですけれども。

○橋本委員長 藤田農村整備担当。

○藤田農村整備担当 農村整備担当の藤田です。

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

現在、西茂呂という地区で圃場整備事業を推進させていただいております。

今の予算の事業費としましては、県営の事業費の欄でございますので、ここには笹原田地区、引田地区、千渡地区という、栃木県が行っております県営事業を組み込んでございます、負担金としてでございますが。

それで、そのほかの予算としまして、団体営圃場整備事業費というのがございますので、そこで、今、委員さんからご指摘いただきました地区については、予算を調査費として、まだ推進中なものですから、調査費として組んでおります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

もう1個だけ、この土地改良を組み入れるときの土地の面積とか、あとは相続している、していないとか、そこら辺の条件がもし、ちょっと教えていただければありがたいなと。

○橋本委員長 藤田農村整備担当。

○藤田農村整備担当 農村整備担当の藤田です。

鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、圃場整備事業でございますが、面積につきましては、できる限り広い面積で、農地に大型機械が入っていける。

それで、全区をできるだけ大きくとる、そのような方向性が今国から示されております。

それに従い、鹿沼市も20ヘクタール以上の農地を賄う圃場整備事業につきましては、県営事業で格上げになりますので、できるだけ20ヘクタール以上を目指しております。

ただ、小規模で10ヘクタール以上となる地区もございますので、この地区につきましては、相談した、国県に相談した上で、中山間地とか、いろんな事業でカバーできないかと考えた上で、できるだけ事業化する方向で相談を受けております。

あと、もう1点が、失礼しました。

相続関係につきましてはなのですが、相続は、事業化する前に、未相続であっても、事業の中で相続行為を組み入れて、代理登記する、失礼しました。

登記するというのもやっております。

ただ、県営事業では、そのようにやっておりますが、鹿沼市で事業をやっていた時代が、昭和の時代でございますので、最近、市としての例はございません。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 よくわかりました。

西茂呂は多分10ヘクタールちょっとしかないと思うので、市で多分やるような形だと思うのですが、ぜひ組み入れてもらって、事業を継続できるようにしてもらいたいと同時に、これから未相続というのはどんどん多くなると思いますので、そこら辺もですね、代執行までとは言いませんけれども、代理合意で、法定代理できるような、行政もそこら辺の強い立場で臨んでもらえればなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○橋本委員長 ほかに質疑は、増淵委員。

○増淵委員 では、先ほどの小島委員のこと、委員の質問にちょっとあれなのですけれども、先ほどの単価の件なのですけれども、国のほうが変わらないと言ったら、もう上げるのかなと思ったら、何か下げるような意向があったときだけれども、これだけの農地をきちんと保全するために、各団体が、精力やって、その中でモチベーションが下がってしまうので、そのときの対策をまず一つ、下がったときに、国のほうの指針と言っていますけれども、やはり鹿沼市で補正を出したって何でもいから、その分は補填するぐらいのことが、準備してあるのかということ、もし下がった場合ね。

単価が下がった場合に、そこだけ1点お聞きしたいのですけれども。

○橋本委員長 藤田農村整備担当。

○藤田農村整備担当 農村整備担当の藤田です。

増淵委員のご質問にお答えしたいと思います。

国のほうでは、この多面的活動につきまして、先ほども申しましたとおり「農振農用地の6割をカバーするところまで目指していこう。バックアップの予算は用意します」というふうに、平成の26年に説明を受けました。

それで、それからずっと活動を支援させていただいているのですが、鹿沼市としましては、先ほど申しましたとおり、やっと50%を超えるだろうというのが来年の予測でございます。

まだ国の6割まで達していない、そこまでは、多分、国のほうも県も補助をしていただけのではないかと考えております。

それで、その先でございます。

6割を超えて、全国的に残った4割をどうするかという議論を、今後は、各市町、または県を飛び越えて、国の役員さんと話ができる場がありましたら、その後のことはどうするのかという議論をしていきたいと考えています。

それで、もし補助がつくなら、要望していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 安心しました。そこまで考えて、そういうものです。

長期的な展望で、大局的な視野で考えないといけないということが、十分確認されましたので、ありがとうございます。

続きまして、144ページ、新規就農推進総合事業費の内訳、8,521万2,000円についてなのですが、これ、本会議のほうでもいろいろな職種にということなのですが、この内訳を教えてください、1人当たりの、「大体どのぐらいなんだ」という単価も、あわせてお答えできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

増淵委員の質問にお答えいたします。

新規就農促進総合支援事業費ではありますが、こちら主なものは、交付金となっております。

この交付金につきまして、農業次世代人材投資事業、1,650万円。

こちらにつきましては、令和元年度から令和3年度に新規就農した方たち、継続して10名の方が活用をする予定であります。

それで、そのうち、市の研修制度、こちらを修了した方は6人おります。

それで、金額につきましては、年間150万円、こちらの方が8人、こちらの事業は夫婦型というもので、夫婦で認定新規就農者になっている方につきましては、夫婦型の上乗せがありまして1.5倍されます。

単価が年額225万円、こちらの方が2組いらっしゃいます。

続きまして、新規就農者育成総合対策のほうでございますが、こちらが交付金に係る部分が5,850万円になります。

令和4年度以降、この農業次世代人材投資事業が拡充されまして、こちらの事業に、令和4年度から変更になっております。

それで、こちらの継続して受ける方というのが、継続の方が4人いらっしゃいます。

それで、そのほかに、新規で活用を予定している方というものが4名、そのうちに市の研修制度を受けた方は4人ということになっております。

こちら、農業次世代人材投資事業と同じく、年額150万円、夫婦型の場合は、225万円ということになりますが、150万円の方が、見込みの方お一人入れて、6人、夫婦型が2組ということで予定をしております。

そのほかに、こちらの新しい事業は、経営発展支援事業というものが新しくできておまして、こちらは、新規就農する際の設備投資に使える事業でございます。

それで、こちら見込んでおりますのが、新規が、使うことが確定しているのが、すみません。4名ですね、新規が4名で、こちら、先ほど申しました経営開始型のほうと併設して使うことを見込んでおりますので、1人当たり375万円。

続きまして、これは親元就農で新規参入の方にも使える制度となっております。

なので、そちらは何人いるかというのがまだ見込んでいないので、過去3年間を推計しまして、4人という数字を出しました。

そちらの方は、先ほど申した年額150万円の経営開始資金が使えない方になりますので、上限額が上がります。750万円。

こちらを4人の方で、親元就農を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 何種類というのも、種類はイチゴだけではないよね。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

イチゴ以外にも、ニラですとか、あとは麻で使った方もいらっしゃいますし、あとは露地野菜で使っている方もいらっしゃいます。はい。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 ありがとう。

親元の新規のこれ、これは結局、後を継ぐということでいいのかな、そういう解釈で。

親元、それで新規というのは、今までどこかに勤めていて、親元もやっていて、自分たちが新しく農業、就農するという理解でいいのかどうか、その確認なのですけども。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

ただいまのご質問にお答えします。

委員おっしゃるとおりで、親元で、ほかに勤めていた方が参入する場合でも、学校を卒業して、一緒に経営をして、経営委譲した場合でも該当になります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 大変いい制度なのですが、今日初めて聞いた。もっとこれ宣伝しなくてはだ

めではないか、これこそ、あれだよ、新規就農ですばらしい制度だと思うし、やっぱり親の後継ぎたいなと思っても、ちょっと資金が足りなかったり、勤めていて、自己資金ではなかなか、農業、親の苦労を見ているからというのがあるから、そこに背中を押すのにいい制度だと思うし、750万円というお金もすごくいい、すごく立派なお金をつけてくれればいいと思うので、ただ、これは、ここの委員会で初めて聞いたので、これ、どンドン外にアピールして行って、農業を守ってください。よろしく願いいたします。

○橋本委員長 大島委員。

○大島委員 157・158 ページ、7款商工費の1項2目、商工業振興費のうち、企業誘致推進費の内訳をちょっともう少し詳しく教えてもらいたいのですけれども、委託料で分析調査に1,080万2,000円、負担金補助金等で、工業団地立地促進補助金、工場適地推進補助金、宿泊施設立地推進補助金とありますけれども、この内訳をもう少し詳しく教えてください。

○橋本委員長 鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。よろしく願いいたします。

今のご質問にお答えします。

まず、企業誘致推進費の業務委託料でございますが、これは2項目考えております。

1点目は、鹿沼工業団地内の雨水排水量調査業務でございます。

これにつきましては、緑地率の緩和を、平成31年の4月1日から鹿沼市内の工専地域で行っているのですけれども、この工専地域で唯一鹿沼工業団地内においては、緑地率の緩和ができておりません。

その理由といたしましては、この地域の冠水等への影響が考えられるからということが原因なのですけれども、それで、ここ数年、新たに調整池の整備も、もともとの北犬飼コミュニティセンターの隣に整備されたものですから、そういったことを踏まえまして、調整池の状況を踏まえまして、それぞれ企業の施設のですね、企業からの雨水排水量を調査しまして、緑地率をどうやったら緩和できるのかといった、そういった調査を行う内容になってございます。

もう一つが、茂呂の工専地域の土地利用の現状等の調査を行わせていただく予定でございます。

現状の調査を行いまして、産業用地の需要に対応した方策の検討を来年度行いたいと考えております。

続きまして、この補助金の内訳でございます。

補助金の内容につきましては、工業団地立地促進補助金につきましては、令和5年度、4社に対して行う予定でございます。

工業団地立地促進補助金につきましては、西中核工業団地、これ専用の補助金になっておりまして、その企業4社に対して補助を行うものでございます。

続きまして、工場立地促進補助金、これは市内全域の工場が建てられる適地に立地していただいた企業さんに対して行う補助になっております。

これが、6年度分は6社分ということで計上させていただいております。

それで、もう一つ、宿泊施設立地促進補助金に関しましては、これは1社ですね、ル



ートインジャパンさんということになるのですけれども、そこに対する補助金として、1社分を計上させていただいております。

以上で答弁を終わります。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はありませんか。市田委員。

○市田委員 162 ページですか、新産業団地整備事業費の内訳の中で、委託料の中の分析調査費ということで、400 万ちょっと予算が組んでありますけれども、本当にここに載せていただいたこと、本当に私も感謝というか、意気込みを感じるのですけれども、やはり本当に人を呼び込むために、新しい産業団地が調査、分析の金額が入っていますけれども、令和5年度で場所をある程度特定するぐらいまでの予算なのか、その辺の内訳をちょっとお聞きして、お願いしたいと思います。

○橋本委員長 鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

今のご質問に対してお答えいたします。

今回新産業団地整備事業費で、委託料として計上させていただいた内容といたしましては、新たな適地創出に向けた候補地の抽出、それと、整備手法、及び整備主体の検討ということで調査を行う予定となっております。

今市田議員のほうからご質問いただいた、具体的な場所まで特定できるかというところなのですけれども、これについてはいくつかの検討条件に、検討条件の中から、最も適地となる場所を、5年度中には選んでいきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○市田委員 5年度中にある程度特定できればということですね。

はい。期待しています。よろしくをお願いします。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 では、最後です、私は。

先ほどは増淵委員に、多面的事業、フォローしてもらってありがとうございます。

170 ページの説明欄の上から2番目、先ほど説明で宮入ほか2カ所と言いましたね。だから、ほかの、宮入地区以外のほかの2カ所、どこなのかということと。

その傾斜地対策という事業なのですけれども、具体的にどんなことをやるのかなとか、いろいろ頭でイメージしてしまうのですけれども、お願いします。

○橋本委員長 小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。

小島委員の質疑にお答えいたします。

まず、県の急傾斜地の事業は3カ所で行っております。

1カ所は宮入で、2カ所目が口栗野下の沢という場所です。

3カ所目が、草久の中の畑というところになります。

それで、工事の内容というか、構造につきましてですね、擁壁工といひまして、山の法尻にですかね、擁壁を立てまして、そういう工事に、あとは、その上にフェンスを立てるとような工事が、主な工事の内容になります。

以上で終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 はい、わかりました。

○橋本委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの小島さんと、あと増渕さんのちょっと続きにはなってしまうのですが、産業推進、すると鈴木さんに聞きたいのですけれども、その新しい候補地というのは、今やっている新産業団地みたいに、市街化調整区域をつぶしてやる予定の場所なのか、あくまでも工専、市街化の中の工専の中の土地で考えているのか。

あと、その土地の面積、要はどのぐらいの大きさ、規模を考えているのか、ちょっとそこら辺だけ、その方向性、わかればお願いします。

○橋本委員長 鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

候補地の抽出につきましては、前回の鹿沼インター産業団地でもそうだったのですが、様々な条件ですね、例えば、法的な、農振農用地域であるとか、あと埋蔵文化財があるとか、あと具体的にインターからの距離ですとか、そういった条件を加味しながら、場所は、最もいい場所を設定していくという流れになります。

ですので、前回も当然、調整区域という選択には、最終的になりましたけれども、こだわらずにですね、最もいい場所、可能性のある場所を抽出して、その中から、さらにいい場所を選択していきたいというふうには考えています。

あと、今お話のあった面積についてなのですが、これについては現状で、どれぐらい空いているスペースがあるかというものも、条件の一つになってきます。

当然面積が少なければ、それだけ採算性ですね、にとって、最終的に、造成費は当然少なくなるのですが、その後の分譲が、分譲面積が確保されなければ、採算性が悪くなるということもございますので、その点については、面積がどれ、その場所でどれぐらい確保するかというのは、逆に条件の一つになってくるのかなというふうには考えています。

以上で答弁を終わります。

○橋本委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

これ、本当に鹿沼市の将来を左右する事業だと僕は思っています。

この選定一つで、鹿沼市、本当につぶれるか、宇都宮市と合併するか、僕はそこまで考えていますから、よく吟味してやってください。以上です。

(「ありがとうございます」と言う者あり)

○橋本委員長 大島委員。

○大島委員 179・180 ページ、8 款土木費、4 項 3 目かな、説明なかったのですが、都市計画道路整備事業費で 2 億 2,699 万 7,000 円とあるではないですか。

これの路線と延長などを教えていただければと思うのですが、

○橋本委員長 上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

まず路線につきましては、JR の東通りであります。

すみません。鹿沼駅東通りであります。はい。

延長は、全体延長 1,020 メートルの整備を進めております。

それで、これにつきまして、来年度最終的な工事まで終わらせてまして、完成を目指しているという状況であります。

以上です。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。増渕委員。

○増渕委員 124 ページ、一番上の浄化槽設置補助金についての、これ、先ほど何か、撤去は 65 基で、新規は、の数が合わなかったり、抽せんということになると、この構造的なシステムのことと、どのぐらいを計画しているのかを詳しくお知らせ願えればと思います。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いします。

まず先ほど説明いたしました数なのでございますが、合併浄化槽の新設、これについては 118 基で、単独浄化槽の撤去と宅内配管が 65 基と、65 と、ともに 65 というところで説明いたしました。

それで、この合併浄化槽につきましては、単独浄化槽とか、くみ取りから合併浄化槽に変える方と、新規、新しくうちを建てて合併浄化槽を入れる方がいらっしゃいますので、それなので、数が違いが出てくるというふうな形になります。

それで、抽せんということなのですけれども、議会の一般質問でも出たのですが、ここ 2 年ほど、国の補助がちょっと変わりまして、個人の方の負担が、割合が少なくなってきたものですから、それで合併浄化槽に変える方も増えてきていると。

それで、毎年ですね、予算、国からくる補助金、県からくる補助金、あとそれに伴う市の予算等がですね、申し込み順で今までやっておりまして、そうしますと、年々予算が終了するのが早くなってきていると。

4、5 年前までは 11 月とか、そのぐらいまでは予算は残っていたのですが、ここ 2、3 年で、8 月とか、今年度はもう 6 月の末になくなってしまったというふうな状況でございまして、それで、ほかの市町のほうを確認しましたところ、やはり、そういうふうに早く、早まっているところについては抽せん方式をとっているというふうなこともありまして、それを参考に、鹿沼市のほうもちょっと抽せんやっていこうということで、来年から抽せんというふうな形をとっております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増渕委員。

○増渕委員 先ほど私のほうで、118 というのが、ちょっと聞かなかったのもっと少なかったのも、65 よりも少ないふうに聞こえてしまったので、38 って聞こえたので、ちょっとごめんなさい。私のほうの聞き間違いだったので、わかりました。今ので。

ただ、抽せん方法というのは、どういうふうなのですか。初めからもう抽せん、イメージがわからないのですけれども、118 基を予定しているのは、予算的に組んでいるのですけれども、そうすると、もう初めから当たるか外れるかということになると、それとも、この予算が消化した時点から抽せんになるとかというのではなくて、どういうふうな形になるのですかね。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

抽せんの方法としましては、まず年4回、失礼しました。

年3回、4月と7月と10月に行う予定です。

それでまず、仮の申し込みをしていただきまして、それで、抽せんをすると。

それで、そこで外れた場合でも、2回目の抽せん、3回目の抽せんというのもやっ  
ていくと、参加できるというふうな形で考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 そうすると、工事が、抽せんから外れて、だけれども、うちの、特にこれ新  
築なんかの場合は、もう、その工事がどんどんどんどん進んでしまうから、合併浄化槽  
だけ待ってられないですよ。

そのときには外れてしまった場合に、工事が進んでしまった場合は、それはもう抽せ  
んの権利はなくなってしまうということなのですかね。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 補助の要件としまして、施工前に申請、補助の申請という形になり  
ますので、先、抽せんの前に施工してしまうという場合には、抽せんには参加できな  
いんです。そういう形になります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 施工前が要件ではないですか。

そうすると、そこで当たればそれでいいわけですよ。

それだけれども、外れた場合は、そこだけ、浄化槽だけ待ってられないではないです  
か、新築工事って。そうすると施工してしまいますよね。

そうすると、それでならないということは、要するに3回チャンスがあると言っても、  
新しく、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽にする人はそれを待ってもいいですけど  
も、新築の場合は待てないではないですか。

それだと、要件から外れてしまうという、せつかく新しいところ、鹿沼市に住んで  
いただいて、浄化槽も補助がもらって、これからその案件もいろいろな、パイプのほう  
までもらえるということで、喜んで若い人になると。

それで、抽せんに行きました、外れました。

次に行ったらば、今度はもう施工してしまった後だから、案件から外れました、そう  
すると抽せんできませんと言っていたらば、3回のチャンスはないわけですな。唯一1  
回ですよ。今の塩澤課長の説明だと。

そうすると、やっぱり躊躇してしまうし、「それじゃあ、その抽せんって不公平じゃな  
いの」ということが出てしまうし、本当に新しく鹿沼に住みたい人のモチベーションと  
いうか、一歩目から鹿沼市は「それじゃあ、もう次のくじは引けないですよ」って、「抽  
せんは引けないですよ」と言ったときの心理状況を考えたときに、そのシステムという  
のは、本当にいかなものかなと。

だったらば、こんなに鹿沼市の、これから環境、これから環境のことで言われている  
のですし、深くかかわっているし、国でもあって、そういう要望が多くて、それは喜ば

しいことだから、補正でも何でも、ここは抽せんなんかしないで、ばんばん組んでしまったって、誰も議員、文句言わないと思いますよ。

それをなぜ、やってしまうということは、本当に新しく新規でなった人がその案件から外れてしまって、私そこが気になっていたのですよ。

要件が、要綱がわかっているの、初めにそれを申請しないとだめだというと、外れるときはそれは絶対適用にならなくなってしまうということがあるので、そののころをもうちょっと柔軟に考えられるかどうか。

抽せんというのが、その持ち越しもありかどうかということまで、3回せっかくやるのであれば、そこら辺の要件緩和はできないかということをお聞きしたいのですけれども、これは部長のほうがいいかな。うん、うん。

○橋本委員長 木村上下水道部長。

○木村上下水道部長 それではご指名ですので、私のほうから説明させてください。

（「最後だから」と言う者あり）

○木村上下水道部長 最後だから。

ただいま企業経営課長が説明しているとおおり、来年度から抽せん方式をやろうということになっています。

それで、今のところ、6月ぐらいで終わってしまっているものですから、どうしても年度後半にやる人というのは、その権利がそもそもなくなってしまうところがあるので、その辺の公平性という部分で抽せん方式というのを導入してはということで、他市の事例を参考にしながらやらさせていただきたいなというふうに思っています。

ただ、委員おっしゃるように、そもそもの数自体が少ないものですから、それをね、結局増やしていかないと、全てのものを、うちのほうの立場としては、合併処理浄化槽を推進するという立場だから、数を増やしていきたいというところがありますので、実は来年度に、一般質問の中でもお答えしたのですけれども、来年度につきましては、予算自体を本年度よりも1,200万円ほど増やしておりますので、その中で、どういうふうなことになるかということをご様子見をさせていただきたいというふうに思っています。

それで、その状況によりましては、その補助金自体の見直しというところも必要なのかなというところなので、その辺をちょっと検討するのに、ちょっと来年は様子見させていただければというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 ほら、全ては人口減少のためにと、市長もおっしゃっているし、新規で建てる人というのは、やっぱり若い人が多い、意味では多いではないですか。

そのときに、抽せん外れてしまう。

お二人の言っていることはよくわかります。

よくわかるのだけれども、そのときの心理状態を考えたとき、市は冷たいと思うわけですよ。

だって、施工前に申請を出して、それで、うちはどんどんどん、この今、資材がないところでどんどんどん建てるっていったときに、浄化槽だけ待っているわ

けにいかないではないですか。

そのときに、そういう抽せんは、これはモチベーションが下がってしまうから、分けて、例えば、合併浄化槽の、単独から合併に分ける人は抽せんにするとか、新規を優先的にやるとか、それとか、本当に人口減少を食い止めるためには、そういう環境の整備というのは必要なのだから、それはどんどんどん補正で、お二人の言っていることはわかります。

6月でなくなってしまうのだったら、いいではないですか。どんどんどん補正を積んで、議会に上げれば。

そこでやることで、初めからルールをつくってしまって、モチベーションを下げてしまうというのは、なかなかそここのところの柔軟な対応とか、方法の運用の仕方というのをもう一度考える余地がないのかなと。

よく、2人とも答弁が、お考えになっているのはわかります。

ただ、心理的に、議員の立場で言うと、新しく住む人が、補助を受ける人と、当たって受けられた人と受けられなかった人のことを考えたときに、「鹿沼市ってこうなの」ということになってしまうと、それがどんどんどん広まってしまうと、「鹿沼市だとななるよ」ということになるのは、移住の条件とか、新しくなったときの建てる条件にとって、不利な結果に、一生懸命やっているのはわかるのですけれども、なるのではないかなと想像するので、そこら辺の運用の仕方とか、ルールの変更とか、考えてないかとか、もっと柔軟な対応ができるかなということ、増やしているのも、予算を増やしたのもわかるのですけれども、そこだけもう1回確認をしておきたいと思うので、よろしくをお願いします。

○橋本委員長 木村上下水道部長。

○木村上下水道部長 それでは再答弁させていただきます。

そもそも合併処理浄化槽の補助金につきましては、国が2分の1、県が4分の1出てきます。

それで、市の持ち出しというのは、4分の1で済むのですね、その補助事業であれば。

なので、数を増やすのでは単独事業でもということになってくると、非常にもったいない事業だということになってきます。

それで、それだけ市の単独費ということ言うならば、単独費ではないとできない事業というのも、ほかにもいっぱいありますので、そういったものも圧縮することにもなりますから、合併処理浄化槽の推進としては、どんどん進めてはいきたいのですけれども、その補助事業、国からの補助事業というのがまずありきかな。

土木なんかの事業なんかもそうなのですから、そういうところがありますので、とりあえず、来年度、1,200万円増やしておりますので、その中でどうなるのかということ、来年度は見させていただきたいかな。

先ほどの繰り返しになりますけれども、それで、その中で必要であるならば、その補助金自体をもっと見直しをして、その交付金額とかを見直しをさせていただいて、皆さんに広く行き渡るようにしていければというふうに思っております。

以上です。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 部長の答弁のように、ぜひこれ、報告してもらいたいのだ。

結局、今のどのぐらいになったかというのと、それと意見ね、抽せんになったときの結果とか、そのときのアンケートをとったりしたときに、どういうふうな反応があったかというのを踏まえた上で、ここの中で初めてやることなので、いろいろな、想像だけではできない結果があると思うのですけれども、そのときに、市民の方からの要望とか、「こういうことがあったよ」ということを踏まえた上で、運用の仕方を変えるとか、やっぱり環境のことだから、確かにそうですよ、市の持ち出しがないほうがいいに決まっていますけれども、4分の1で済むのだからいいけれども、それでも、新しい住民が移住してきたり、新しい、若い人が住むのであれば、それは環境がよくなるということになれば、大局的に考えたら、その補助は有意義なお金だと私は、個人的に思うので、それを投資と考えるか、もったいないと考えるかは、感覚の差だと思うのですけれども、何しろ、きめ細かい丁寧な対応をお願いいたします。

以上です。

○橋本委員長 ほかに質疑はございませんか。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

予算書の218ページですね。一番上の水道事業会計繰出金についてなのですが、水道事業会計自体は1億1,000万円ほど当期、本年度純利益が出ていますけれども、利益が出ているのですけれども、ここに、6,000万、5,900万円の繰り入れをしないではいけない理由が、先ほどちょっと簡易水道の話ありますけれども、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

ただいまの質問にお答えいたします。

まず企業会計への一般会計からの繰り出しなのですが、これにつきましては、国のほうから繰り出し基準というものが設けられております。

水道事業の場合、元、旧簡易水道ですね、簡易水道は特別会計でやってきたと。それで、上水道事業は企業会計で今までやってきたと。それを事業統合をしております。

それで、その関係で、簡易水道事業で借った企業債、起債ですね、その2分の1を繰り入れしていいですよということで国のほうからの通知のほうがありますので、それをもとに、国基準がありますので、それをもとに入れております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 わかりました。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

○梶原委員 はい。

○橋本委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第1号中産業建設常任委員会関係の予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第3号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

それでは、議案第3号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計、こちらの3ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

1款1項1目 総務使用料108万4,000円につきましては、4ページの説明欄にありますように、付属営業人売場使用料や小売商組合の事務所使用料、会議室及び駐車場の使用料であります。

次に、2款1項1目 一般会計繰入金、720万4,000円につきましては、特別会計の歳入の不足分を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、一番下の段、4款2項1目 雑入、451万1,000円につきましては、市場関連業者等が市場で使用する光熱水費などの負担を、収入として見込むものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出につきまして、ご説明いたします。

1款1項1目 一般管理費の説明欄、3つ目の○、公設地方卸売市場施設維持管理費1,247万4,000円につきましては、施設の維持管理のための光熱水費や、施設等の保守管理委託料などが主なものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計についての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第3号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、原案どおり可とすることに決しました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

(午前11時57分)

○橋本委員長 時間、少し前なのですが、全員そろったので始めたいと思います。

大丈夫ですか。

(「大丈夫」と言う者あり)

○橋本委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

(0時58分)

○橋本委員長 次に、議案第8号 令和5年度鹿沼市水道事業会計予算についてを議題と



いたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくをお願いいたします。

議案第8号 「令和5年度鹿沼市水道事業会計予算について」 ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市水道事業会計の「令和5年度予算に関する説明書」の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較し、収入が2.2%の増、支出が15.5%の増であります。

主な要因といたしましては、支出では、原水及び浄水費の動力費の増によるものであります。

まず、収入の主なものについて、ご説明いたします。

1款 水道事業収益の1項1目、給水収益 13億8,400万円は、水道料金収入であります。

過去の使用実績をもとに計上したものであります。

次に、3目 その他営業収益 4,758万4,000円につきましては、主に公共下水道等の使用料賦課徴収業務を受託していることによる事務負担金収入を計上したものであります。

次に、2項2目 他会計補助金 983万7,000円につきましては、旧簡易水道事業で借り入れいたしました企業債の償還利子の一部について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2項3目 長期前受金戻入 1億2,020万1,000円につきましては、施設整備等固定資産の取得、または改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2項5目 雑収益 1億2,502万1,000円につきましては、主に配水管移設に伴う補償金を計上したものであります。

次に、2ページをご覧ください。支出の主なものについて、ご説明いたします。

まず、1款 水道事業費用の1項1目、原水及び浄水費 4億5,604万1,000円につきましては、浄水場維持管理委託料、電気料等動力費、施設修繕費などが主なものであります。

次に、2目の配水及び給水費 2億2,095万7,000円につきましては、漏水調査委託料、有効期限が満了となる量水器の交換業務委託料、漏水修繕費が主なものであります。

次に、4目の業務費 1億1,607万円につきましては、水道料金の賦課徴収に関する経費で、水道料金等賦課徴収業務委託料及び電算機借上料が主なものであります。

次に、5目総係費 8,839万3,000円につきましては、人件費が主なものであります。

次に、6目減価償却費 6億1,114万9,000円につきましては、建物及び構築物の固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費 9,414万1,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、2目の消費税 3,000万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額

であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が86.1%の増、支出が64.1%の増であります。

主な要因といたしましては、収入では、企業債、国庫補助金の増によるものであります。

支出では、建設改良費の増によるものであります。

まず、収入の主なものでありますが、1款 資本的収入1項1目、企業債14億9,860万円につきましては、配水管新設事業や老朽管布設替え事業等に対する企業債の借入金であります。

次に、2項1目の出資金4,961万4,000円につきましては、旧簡易水道事業において借り入れた企業債の元金償還金の一部について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目国庫補助金、1億5,394万7,000円につきましては、重要給水施設配水管事業等に対する国庫補助金であります。

次に、4項1目の工事負担金5,868万4,000円につきましては、新規加入件数354件及び口径変更件数144件分の水道加入金を計上したものであります。

次に、2目他会計負担金、9,286万9,000円につきましては、消火栓16基分の設置工事負担金及び水道工事負担金を計上したものであります。

次に、4ページをご覧ください。支出の主なものについて、ご説明いたします。

1款 資本的支出1項1目、配水設備拡張費14億4,674万8,000円につきましては、前年と比較しますと、9億2,503万9,000円の増となっております。

主な要因につきましては、第1浄水場機械設備工事、第5浄水場紫外線照射設備工事、第5浄水場電気設備工事によるものであります。

次に、2目配水設備改良費9億4,452万4,000円につきましては、出水不良や道路改良に伴う配水管改良工事、老朽管布設替え工事及び浄水場設備更新工事を予定しております。

具体的には、日吉町・玉田町・上永野地内等の重要給水施設配水管の布設替えなどが主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金3億300万8,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還元金であります。

5ページ以降は、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、水道事業における事業年度内の現金の収支の状況を把握するために作成するものです。

6ページから12ページまでが「給与明細書」、13ページが「債務負担行為に関する調書」、14ページが「令和4年度の予定損益計算書」、15ページ以降は、「令和4年度及び5年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第8号「令和5年度鹿沼市水道事業会計予算について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願いします。

予算のほうは、わかりました。

それで、この予算をもとにあれですか、5ページ。

予定のキャッシュ・フロー計算書を出されていると思うのですが、その中で当年度純利益が、445万3,000円ということで、昨年度の予定のキャッシュ・フローだと、1億7,358万2,000円、実際は1億1,100万円ぐらいになると思うのですが、ちょっとこれ、桁が大分違うぐらい、その利益が落ちているというか、なっているのですけれども、この要因について教えてください。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

ただいまの梶原委員のご質問にお答えいたします。

まず収益のほうなのですが、収益のほうも若干下がっておりまして、それに対して、支出のほうですね、費用のほうですね、電気料の高騰とか、あと工事費の増大、その辺が要因となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 わかりました。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第8号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第9号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第9号 「令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算について」 ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市下水道事業会計の「令和5年度予算に関する説明書」の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較し、収入が2.9%の増、支出が9.3%の増であります。

主な要因といたしましては、収入では、営業外収益の増、支出では、営業用費用の増によるものであります。

まず、収入の主なものについて、ご説明いたします。

1款 下水道事業収益の1項1目、使用料10億2,031万6,000円につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のそれぞれの利用者から徴収する使用料であり、過去の使用実績をもとに計上したものであります。

次に、2目、他会計負担金、2億846万6,000円につきましては、雨水処理に関する経費を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2項2目 他会計補助金、8億5,473万円につきましては、企業債の償還利子や、減価償却費の一部に充てるため、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、2項3目 長期前受金戻入 6億2,854万円につきましては、施設整備等固定資産の取得、または改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収入化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2項5目 雑収益1,762万円につきましては、主に黒川終末処理場において、し尿汚泥・浄化槽汚泥を処分する、し尿汚泥等処理収入及び消化ガス発電による収益を計上したものであります。

次に、2ページをご覧ください。支出の主なものについて、ご説明いたします。

まず、1款 下水道事業費用の1項1目、「管渠管理費」1億3,857万5,000円につきましては、マンホール等の修繕工事や、雨水調整池等を管理するための委託料が主なものであります。

次に、2目「処理場管理費」6億1,342万円につきましては、8カ所あります処理施設の維持管理経費や、汚泥処分費が主なものであります。

次に、3目「ポンプ場管理費」6,260万6,000円につきましては、縦山中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理経費が主なものであります。

次に、4目「水質規制費」3,937万9,000円につきましては、汚泥を調査・分析する委託料や薬品費が主なものであります。

次に、5目の「総係費」1,755万5,000円につきましては、人件費が主なものであります。

次に、6目「業務費」5,907万9,000円につきましては、賦課徴収事務を水道事業へ委託していることから、水道事業へ支払う負担金が主なものであります。

次に、7目「減価償却費」12億1,276万2,000円につきましては、建築物及び構築物等の固定資産償却費であります。

次に、2項1目「支払利息及び企業債取扱諸費」1億7,172万7,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、2目「消費税」3,000万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が4.4%の増、支出が0.3%の増であります。

主な要因といたしましては、収入では、補助金の増によるものです。支出では、建設改良費、処理場整備費等の増によるものであります。

まず、収入の主なものでありますが、1款 資本的収入、1項1目、「企業債」4億900万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、污水管・雨水管の建設工事等の財源に充てるための地方債であります。

次に、2項1目「出資金」1億496万4,000円につきましては、企業債の元金償還金の一部について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目の「工事負担金」2,500万円につきましては、下水道を整備すること

により、受益者から徴収する受益者負担金であります。

次に、4項1目「国庫補助金」3億8,250万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、污水管・雨水管建設工事費等の国庫補助金であります。

次に、4ページをお開きください。支出の主なものについて、ご説明いたします。

1款 資本的支出、1項1目「管渠整備費」3億7,921万2,000円につきましては、污水管建設関係として、府中・御成橋分区等各分区の污水管幹線工事費や、老朽管の布設替え工事、管渠施設改築設計業務委託費が主なものであります。

次に、2目「処理場整備費」4億6,800万円につきましては、黒川終末処理場を段階的に長寿命化するため、第1期工事として、黒川終末処理場中央監視設備、1系処理設備等の再構築を行うものであります。

次に、2項1目の企業債償還金10億2,556万5,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還元金です。

5ページ以降は、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、下水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものであります。

6ページから12ページまでが「給与明細書」、13ページが「令和4年度の予定損益計算書」、14ページ以降は、「令和4年度及び5年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第9号「令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 まず、企業債償還金が10億2,500いくらあるよね。

それで、総額は今、借入額は、企業債の借入額はいくらなのでしょうというのが一つ。

それと、これ木村部長もつとつと言っていますけれども、資本的収入の不足額が9億5,131万3,000円とありますけれども、これの、これをずっとやっていくと、どこでショートするのかなというのが一番心配なのですけれども、これについての長期的な展望をお教え願えればと思います。

○橋本委員長 木村上下水道部長。

○木村上下水道部長 それでは、今の残高については、今ちょっとチェックしているので、お待ちいただくこととして、その長期的展望というところは、私のほうから説明をさせていただきますと思います。

御案内のとおり、下水道事業につきましては、下水道事業単独では赤字になっています。

ですので、一般会計からの繰り入れなしでは、会計が成り立っていないというような現状があります。

大体その赤字の繰り入れで、現在6億円ぐらいやっているものですから、基本的には、料金の改定というのがあるべきだと思っています。

ただ、昨年2月の議員全員協議会の段階で、「令和6年の4月に料金改定を予定をしております」というふうに発言をさせていただいたのですが、ただ、現状この物価高であるとか、コロナ、コロナは収まってきたとは思いますが、そういった

こともありますので、今の段階でその料金改定をやるべきではないだろうということで、ちょっと一般会計のほうから、申し訳ないのですけれども、もうちょっとですね、しばらく繰り入れをさせていただいて、料金改定自体は先送りをするというようなことにはなってくるかと思うのですが、昨今の報道を見ますと、収入、給与とかも見直しして上がるというようなことを言われておりますので、そういった経済情勢などを見ながら、その料金改定の時期というのは探っていきたいかなと思っています。

いずれにしても、その料金改定をやらないと、下水道、企業ですから、会計自体が成り立っていかないということになりますので、そこはちょっと見据えていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

企業債の現在高なのですが、84億5,475万5,685円でございます。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 企業会計なので、やはりショートしてしまうとなつたので、どこで料金改定というのは、この前聞いたのだけれども、今の経済情勢でということまで鑑みて、木村部長がお答えしていただいたので、もうそれで、両方とも納得したので、ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

5ページの予定キャッシュ・フローの中の、また当年度純利益の件なのですが、大体今年、令和5年度だと3億9,500万円ぐらい、昨年だと、4億9,500万円ぐらいで、大体4億円、5億円という利益を、ここで一応出しているのですが、水道会計だと、大体1億円ぐらいの純利益、水道会計は1億円だけれども、下水道は5億円、4億円、5億円という利益をこれ、ここで出さなくてはいけないものなのか、この、先ほどの水道会計だと400、500万円ぐらいの利益に落としていたので、やっぱり繰り入れをするにしても、これだけここで利益が出ている分は、繰り入れしなくてもやっていけるのではないかと、そういう考え方になるので、どうしてこれだけの利益を出さなくてはいけないのかという予算組みになっているのかを教えてください。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤でございます。

まず、下水道事業会計につきましては、まだ企業会計になって浅いことですね。

それとあと、自己資金、積み立て関係の自己資金関係も、実際まだ、ほとんどたまっていない状況ということで、そんなことがありまして、下水道のほうから赤字も若干補填させていただいているということなのですが、その事業のまず安定化させる。

まず自己資金を少しでも増やそうということで財政等、協議等をして、繰り入れ等もしていただきながら、進めているような状況でございます。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原委員 積立金のほうにお金をプールしておくという理解だと思います。わか

りました。ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第9号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

それでは、議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)のうち、經濟部所管の主なものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、表紙に一般会計(第9号)と記載のあるものになります。そちらの3ページをお開きください。

まず歳入について、ご説明いたします。

上から3段目の14款 使用料及び手数料、1項 6目 商工使用料の右側、説明欄、観光使用料の1,200万円の減につきましては、利用者の減少により、前日光つつじの湯交流館使用料を減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

上から3段目の16款 県支出金 2項 4目 農林水産業費県補助金の説明欄、新規就農促進総合支援事業費県補助金の3,866万4,000円の減につきましては、交付金の対象となります新規就農者及び事業費の確定により、減額するものであります。

そのすぐ下の農作物活性化推進事業費県補助金の368万5,000円の増につきましては、担い手の経営強化のため、施設の導入支援を行うための県補助金を増額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

上から3段目、22款 市債 1項 3目 農林水産業債の説明欄、林道施設整備事業債 1,960万円の減につきましては、県営林道改良整備事業の負担金の不用額の確定により、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

一番下の段、2款 総務費 1項 11目 地域振興費の説明欄、2つ目の○、水源地域振興事業費 136万5,000円の増につきましては、次のページにわたりますが、上下流交流イベントの中止に伴う委託料の減、上南摩町配水管新設工事費の増額に伴う負担金の増などをあわせて計上するものであります。

次に、17ページをお開きください。

上から3段目、6款 農林水産業費 1項 3目 農業振興費の説明欄、一つ目の○、新規就農促進総合支援事業費 3,866万4,000円の減につきましては、交付金の対象となる新規就農者及び事業費の確定により、減額するものであります。

次の段、2項2目 林道事業費の説明欄、林道施設整備事業費、2,201万9,000円の減につきましては、林道の設計委託及び県営林道改良整備事業における負担金の不用額を減額するものであります。

次に、19ページをお開きください。

上から2段目、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄、一つ目の○、商業振興推進事業費 2,980万9,000円の減につきましては、新型コロナウイルス対策経営強化補助金及び運送事業者原油価格高騰対策支援金の実績見込みにより減額するものであります。

その下の○、新産業団地整備事業費 247万5,000円の減につきましては、鹿沼インター産業団地の上水道工事設計業務委託料が確定したことに伴い、負担金の不用額を減額するものであります。

次に、その下の4目 観光宣伝費の説明欄、観光イベント事業費、565万7,000円の減につきましては、鹿沼秋まつりの中止に伴い、秋まつり実行委員会運営補助金を減額するものであります。

次に、少しとびまして、29ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書についてご説明いたします。

まず、一番上の段の、2款 総務費 1項 総務管理費のうち、水源地域振興拠点施設整備事業の1億5,611万8,000円につきましては、施設の工事費において、関連する道路改良工事や配水管新設工事との工程調整に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、3段目の6款 農林水産業費 2項 林業費のうち、林道施設整備事業、8,880万6,000円につきましては、市管理林道の工事費及び県営林道改良整備工事の負担金について、実施期間の変更に伴い、繰り越すものであります。

その下の林道維持管理費、3,100万円につきましては、入粟野にあります五月給水施設の布設替え工事において、資材調達期間を確保するため、繰り越すものであります。

次に、4段目、8款 土木費 4項 都市計画費のうち、千手山公園管理費、772万6,000円につきましては、千手山公園入りロゲート設置工事費について、実施期間の変更に伴い、繰り越すものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○橋本委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口でございます。

議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金 2項3目「衛生費国庫補助金」の説明欄6行目「ごみ処理施設整備事業費国庫補助金」2億3,257万4,000円の増につきましては、鹿沼市環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設 基幹的設備改良工事について、令和5年度に交付予定であった交付金が前倒しで交付されることとなったため、増額するものであります。



次に、9ページをお開きください。

上から2段目、21款諸収入 4項3目「雑入」の説明欄5行目の「一般廃棄物処理収入」1億504万2,000円の増につきましては、宇都宮市におけるごみ処理施設の火災に伴い、本市が受け入れることとなった一般廃棄物の処理に要した経費について、宇都宮市が負担する額を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

上から2段目、4款 衛生費 2項1目「環境クリーンセンター費」の説明欄、「清掃施設管理費」920万円の増につきましては、電気料の支払いに当たり、需用費に不足が生じるため、増額するものであります。

次の2目 ごみ処理費の説明欄、「ごみ処理施設維持費」678万1,000円の増につきましては、宇都宮市から受け入れた一般廃棄物の量が、想定を超えることが見込まれるため、ごみの焼却に必要となる薬品の購入に要する経費を増額するものであります。

次の「ごみ処理施設整備事業費」6億9,962万7,000円の増につきましては、歳入で説明いたしました「鹿沼市環境クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 基幹的設備改良工事に対する国交付金の前倒し交付」に伴い、増額となった交付金の額を充当する施工監理業務委託及び工事費の額を、それぞれ増額するものであります。

次に、継続費についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

今回の継続費の補正につきましては、先ほど説明をいたしました「鹿沼市環境クリーンセンター 粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事に対する国交付金の前倒し」に伴い、継続費の年割額を変更するものであります。

なお、工事内容に変更は生じておりません。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。

議案第10号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、「補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

一番下の段、15款「国庫支出金」2項4目「土木費国庫補助金」説明欄の「土木総務費国庫補助金」48万円の減額、次の「交通安全対策事業費国庫補助金」78万7,000円の減額、その下「道路新設改良費国庫補助金」5,050万1,000円の減額、その下「道路維持費国庫補助金」につきましては6ページに続きますが、「道路維持管理費国庫補助金」90万2,000円の減額、及び「橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金」485万1,000円の減額、その下「住宅管理費国庫補助金」304万円の減額につきましては、国庫補助金の確定により、それぞれ補正するものであります。

次に、5ページ、下から2段目、16款「県支出金」2項6目「土木費県補助金」説明欄の「土木総務費県補助金」64万1,000円の減額につきましては、補助金額の確定により、補正するものであります。

次に、9 ページ、上から3 段目、22 款「市債」1 項4 目「土木債」説明欄の「道路新設改良債」3,540 万円の減額、その下「道路橋りょう長寿命化対策債」330 万円の減額につきましては、国庫補助金の確定に伴い、それぞれ補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

19 ページをお開きください。

上から3 段目、8 款「土木費」1 項1 目「土木総務費」説明欄の「急傾斜地対策事業費」450 万円の減額につきましては、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業費の確定により、市の負担分が確定し、補正するものであります。

次の、「建築指導費」135 万 8,000 円の減額につきましては、木造住宅耐震診断事業及び改修事業費、危険ブロック塀等撤去事業の確定により、補正するものであります。

その下「市道境界確定事業費」157 万 3,000 円の減額につきましては、狭あい道路補償費の確定により、補正するものであります。

次に、2 項3 目「道路維持費」の説明欄の「道路維持管理費」180 万 4,000 円の減額につきましては、東部高台地区冠水対策の事業費の確定により、補正するものであります。

次に、2 項4 目「道路新設改良費」説明欄の「道路整備事業費」6,972 万 3,000 円の減額につきましては、22 ページに続きますが、国庫補助金の確定により、補正をするものであります。

次に、21 ページ上段、2 項5 目「橋りょう維持費」説明欄の「橋りょう長寿命化対策事業費」800 万円の減額につきましては、新鹿沼橋橋梁補修工事費等の確定により、補正するものであります。

次に、4 項2 目「土地区画整理事業費」説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」4,530 万円の減額につきましては、地権者との調整に時間を要することから、改めて令和5 年度予算につけ替えるものなどによるものであります。

次に、5 項1 目「住宅管理費」説明欄の「空家対策事業費」608 万 5,000 円の減額につきましては、空家解体事業及び空き家バンクリフォーム補助金の確定により、補正するものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

29 ページをお開きください。

8 款「土木費」1 項「土木管理費」のうち、「急傾斜地対策事業費」626 万 4,000 円につきましては、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業費の繰越額の確定に伴い、市の負担分を繰り越すものであります。

次の、「建築指導費」410 万円につきましては、木造住宅耐震改修等の事業の申請者から、計画の一部見直しや施工計画の変更等により、不測の日数を要する申し出があったことから、木造住宅耐震改修事業費を繰り越すものであります。

次に、2 項「道路橋梁費」のうち、「道路維持管理費」2,499 万 6,000 円につきましては、東部高台地区冠水対策事業において道路占有者との協議に時間を要し、工事発注が遅れたため、工事費を繰り越すものであります。

次の、「道路整備事業費」4 億 961 万 7,000 円につきましては、市道 0029 号線外 8 路線の道路改良事業において、権利者との合意形成や、支障となる電柱の移設に日数を要

したことから、工事費・補償費を繰り越すものであります。

次の、「橋りょう維持管理費」3,500万円につきましては、入粟野地内の和田橋右岸栗野川の護岸復旧工事において、河川内であるため渇水期の工事となることから、年度内では標準工期の確保が困難であるため、工事費を繰り越すものであります。

次の、「橋りょう長寿命化対策事業」4,757万5,000円につきましては、貝島町地内新鹿沼橋の橋梁補修工事において、河川工事内であるため、渇水期の工事となることから、年度内では標準工期の確保が困難であるため、工事費を繰り越すものであります。

次に、3項「河川費」の「河川維持管理費」600万円につきましては、上久我地内和田内川の護岸補修工事において、渇水期の工事となることから、年度内では標準工期の確保が困難であるため、工事費を繰り越すものであります。

次に、「都市計画費」の「都市計画道路整備事業」1億9,270万7,000円につきましては、都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りの整備において、権利者との合意形成に日数を要したことから、工事費や補償費等を繰り越すものであります。

以上で、「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」のうち、都市建設部所管のものについて説明を終わります。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第10号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道部所管のものについて、ご説明いたします。

支出についてご説明いたします。

令和4年度「補正予算に関する説明書」、一般会計（第9号）の15ページをお開きください。

上から4段目、4款 衛生費1項1目「保健指導費」であります。説明欄は16ページをご覧ください。

「水道事業会計繰出金」1,750万円につきましては、電力価格の高騰により事業経費が増大している公営企業に対し、電力価格高騰分の費用を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加事業として、公営企業における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を利用して、令和4年度当初予算の電気料と年間見込み額の差額の2分の1相当について、繰り出しをするものであります。

次に、21ページをお開きください。

上から2段目、8款 土木費4項5目「下水道費」であります。説明欄は22ページをご覧ください。

「下水道事業会計繰出金」2,950万円につきましては、水道事業会計と同様に、令和4年度当初予算の電気料と年間見込み額の差額の2分の1相当額について、繰り出しするものであります。

以上で、議案第10号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道部所管のものについて説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 10 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 13 号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 13 号 損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明いたします。

議案第 13 号関係の「事故の概要」の資料をご覧ください。

この事故は、令和 4 年 1 月 5 日、鳥居跡町地内国道 293 号上において、都市建設部職員が運転する小型貨物自動車、関東自動車株式会社所有のバスに追突し、同社従業員を負傷させたことに対し、損害賠償の額 203 万 2,328 円を支払い、和解するためのものであります。

この事故に関しては、令和 4 年第 1 回定例会において、車両に関する示談が報告され、同年第 2 回定例会において、乗客に関する示談が報告されており、今回が最後の示談になります。

なお、過失割合は、市 10 割であります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 13 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 15 号 市道路線の認定について及び議案第 16 号 市道路線の廃止について並びに議案第 17 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 15 号から第 17 号につきましては、「鹿沼市道の認定・廃止・変更」に伴う議案でございますので、一括して説明させていただきます。

まず、議案第 15 号 「市道路線の認定について」 ご説明いたします。

関係資料 1 枚目の千渡地内「市道路線認定図」をご覧ください。

市道 1101 号線及び市道 1396 号線は、千渡地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものであります。

次に、資料 2 枚目の玉田町地内の認定図をご覧ください。

市道 1102 号線、1393 号線、1394 号線及び 1395 号線は、玉田町地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものであります。

続きまして、資料 3 枚目の緑町 2 丁目地内の認定図をご覧ください。

市道 5427 号線は、緑町 2 丁目地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものであります。

続きまして、議案第 16 号 「市道路線の廃止について」 ご説明いたします。

関係資料 4 枚目の上石川地内「市道路線廃止図」をご覧ください。

市道 7883 号線は、上石川地内における栃木県の国道 121 号下石川工区の整備完了に伴い、現況の道路形態がなくなったため廃止するものであります。

次に、議案第 17 号 「市道路線の変更について」 ご説明いたします。

関係資料 5 枚目の麻苧町及び西鹿沼町地内「市道変更路線図」をご覧ください。

市道 5776 号線は、麻苧町及び西鹿沼地内における栃木県の小藪川河川改修事業に伴い、起点・終点を変更するものであります。

破線で表示してある線が変更前の路線であり、実線で表示してあるものが変更後の路線となっております。

次に、関係資料 6 枚目の下石川地内「市道変更路線図」をご覧ください。

市道 7390 号線及び 7392 号線は、栃木県の国道 121 号下石川工区の整備完了に伴い、起点を変更するものであります。

破線で表示してある線が変更前の路線であり、実線で表示してあるものが変更後の路線となっております。

以上で説明を終わりにいたします。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 15 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 16 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 17 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで執行部の一部入れ替えを行います。

(午後 1 時 57 分)

○橋本委員長 それでは、審議を再開いたします。

(午後 1 時 57 分)

○橋本委員長 議案第 21 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。  
議案第 21 号 「鹿沼市手数料条例の一部改正について」 ご説明いたします。  
今回の一部改正については、法及び規則の改正に伴う手数料条例の一部改正となります。

法改正に伴う内容についてですが、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において、大雨に伴う大規模な盛土崩壊が発生し、甚大な被害をもたらした影響を踏まえ、『宅地造成等の規制法』が『宅地造成及び特定盛土等規制法』と改正されることとなりました。

これにより、経過措置期間中においては、現行の規定を適用すると定められていることから、法律名の表記を改めるもので、次に、規則改正に伴う内容についてですが、令和 4 年 10 月 1 日施行の「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の改正に伴い、共同住宅等の住戸に対する認定の申請単位が廃止されたことから、「低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」のうち、共同住宅等の住戸の場合の申請手数料を削除する改正を行うためのものです。

施行時期につきましては、法改正に伴う改正については、改正法の施行日となります  
令和 5 年 5 月 26 日から、規則改正に伴う改正については公布の日から適用いたします。

以上で、議案第 21 号 「鹿沼市手数料条例の一部改正について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。  
質疑のある方は順次発言を許します。  
別段質疑もないようなので、お諮りいたします。  
議案第 21 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第 21 号については、原案どおり可とすることに決しました。  
次に、議案第 25 号 鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口です。  
議案第 25 号 鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。  
今回の条例改正については、国の法律改正に伴い、条例において引用する法律名、条項等を修正するものであります。

議案の資料中、新旧対照表の 26 ページをお開きください。

第 2 条第 1 号につきましては、「電気通信事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が一部改正され、法律名が変更されたこと及び同法における再生可能エネルギー発電設備の定義規定に項ずれが生じたため、それぞれ改正するものであ

ります。

第8条第2項第2号につきましては、「宅地造成等規制法」が一部改正され、法律名及び同法に規定する「宅地造成工事規制区域」の名称が「宅地造成等工事規制区域」に変更され、条ずれが生じたため、それぞれ改正するものであります。

第13条第7号につきましても、第2条第1号と同様に、法律名を改正するものであります。

なお、これらの改正により、条例に基づく事務の内容等に変更はございません。

以上で、鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第25号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第29号 かぬま屋台公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。

議案第29号 かぬま屋台公園条例の一部改正についてご説明をいたします。

表紙に目次と大きな文字があります、新旧対照表の資料の32ページをご覧くださいればと思います。

この改正は、かぬま屋台公園 掬翠園内にあります、慶雲郷の貸し出しのエリアと、それから形態の追加に伴いまして、使用料の設定を追加するものであります。

これまで一般貸し出しをしていなかった慶雲郷南建屋を貸し出し対象施設とするため、新たに使用料を設定いたします。

また、慶雲郷にWi-Fi等テレワークに必要な環境を整備したことに伴い、コワーキングスペースとして想定される利用形態に対応するため、一人1席1時間の使用料を新たに設定いたします。

さらに、これまで使用料を100分の300とする場合の条件として、“営利目的で使用する場合”としていたものを、より明確化するため、『施設内での販売、興行等』の文言を追加いたします。

以上で、議案第29号 かぬま屋台公園条例の一部改正についての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第29号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 33 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

それでは、議案第 33 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、経済部所管の予算についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、今度は一般会計第 10 号と記載のあるものになります。そちらの 7 ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書について説明いたします。

今回追加分であります。上から 3 段目、6 款 農林水産業費 1 項 農業費の団体営土地改良事業 1,250 万円につきましては、水利施設等保全高度化事業における委託料において、関係者との工程調整に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 10 号）の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 33 号中、産業建設常任委員会関係予算については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

福田光広水道課長。

○福田水道課長 午前中、議案第 1 号の令和 5 年度鹿沼市一般会計予算の中の、水源地振興拠点施設整備事業費の中で、配水管、こちらの場所がどちらかということで、小島議員のほうからご質問あったかと思うのですが、場所については、県道の管末からダムサイトまで、はい、ダムサイトまでの配水管の事業になります。

こちらで訂正させていただきます。失礼します。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 08 分）